消 防 消 第 ４３１ 号
消 防 予 第 ４９３ 号
消 防 危 第 ２４３ 号
消 防 特 第 ２０２ 号

令和８年 11 月 20 日

各都道府県消防防災主管部長
各 消 防 本 部 消 防 長 殿
非常備町村消防防災主管部局長

消防庁消防・救急課長
消 防 庁 予 防 課 長
消防庁危険物保安室長
消防庁特殊災害室長

（ 公 印 省 略 ）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項等に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の公布について（通知）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項等に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和８年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第２号。以下「改正省令」という。）が本日公布されました。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）第 28 条第２項では、許可製造業者、業として第一種特定化学物質又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号。以下「化審法政令」という。）で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（以下「第一種特定化学物質等」という。）を使用する者その他の業として第一種特定化学物質等を取り扱う者は、第一種特定化学物質等を取り扱う場合においては、主務省令で定める技術上の基準（以下「技術上の基準」という。）に従ってしなければならないこととされていることから、同項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項等に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成 22 年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第１号。以下「化審法省令」という。）において技術上の基準が定められています。

改正省令は、令和８年の化審法政令の一部改正により、「長鎖ペルフルオロアルカン酸又はその塩」及び「長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質」が、第一種特定化学物質に新たに指定されるとともに、これらが使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が、技術上の基準に従って取り扱うこととされている製品（化審法政令附則第４項）に新たに追加されることに伴い、化審法省令の一部を改正するものです。

改正省令の内容等は下記のとおりですので、その運用に遺漏のないよう十分配慮されるようお願いします。

記

１　改正内容に関する事項

定義規定（第１条第４号）を改正し、「長鎖ペルフルオロアルカン酸又はその塩」及び「長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質」が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を新たに技術上の基準の対象に加えることとしたこと。

２　施行期日

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第 171 号）の施行の日（令和８年 11 月 22 日）から施行することとしたこと（附則関係）。

３　留意事項

留意事項については、今後通知する予定であること。

（連絡先）

消防・救急課	高木補佐・高野事務官	（TEL：03－5253－7522）
予防課	明田専門官・加藤係長	（TEL：03－5253－7523）
危険物保安室	羽田野補佐・山田係長	（TEL：03－5253－7524）
特殊災害室	山田補佐・和泉係長	（TEL：03－5253－7528）